

在日米軍労務費問題について

昭和53年12月28日

外務省・防衛施設庁

在日米軍労務費問題に関し、在日米軍従業員の雇用の安定を確保するため、また、米側の財政的困難を緩和し、もって日米安保体制の円滑な実施を確保するために、現行の日米地位協定の枠内で米側の労務費負担の軽減を図り得る余地があるか否かにつき種々協議検討が重ねられてきたところ、昭和53年（1978年）12月28日の第404回日米合同委員会において、次のように合意された。

昭和54年（1979年）4月1日以降の在日米軍従業員の労務の提供に関し、米側は、在日米軍従業員の給与につき国家公務員の給与に相当するものを基本労務契約、諸機関労務協約及び船員契約の下で負担し並びに給与改定を国家公務員と同時同率で実施するとの米国政府の立場を保証し、日本側は、右の米側の負担を前提として引き続き労務の提供を行うこととする。

また、これに従い、米側は、従業員に対し次の措置に必要な経費を昭和54年（1979年）4月1日以降負担することに同意した。

- 1 住居手当を公団・公社等の公営の賃貸宅及び自己所有住宅の居住者に対して支給すること。
- 2 調整手当を新たに諸手当に算入すること。
- 3 夜間看護手当及び通信・公安関係夜間勤務手当を国家公務員並みに引き上げること。

他方、日本側としては、所要の政府予算が編成され、かつ、国会の承認が得られることを条件として、日米地位協定第24条の規定の下における最大限の措置として昭和54年（1979年）4月1日以降次の経費を日本国政府が負担するとの結論を表明した。

- 1 格差級
- 2 語学手当

- 3 退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分
- 4 格差級及び語学手当の他の諸手当への算入分

なお、第380回合同委員会において在日米軍と防衛施設庁との間での継続検討が合意された次の諸懸案については、引き続き話し合いを行い、その結果について速やかに合同委員会に報告することが合意された。

- 1 所要の日本の法令を基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約に織り込むべしとの日本側提案について
- 2 業務を民間契約業者に切り替えることを必要とするような事態が生じた場合における事前の協議方法について
- 3 有意義な労務政策策定のために要望される長期的雇用計画の作成の可能性について